



島根県報

令和元年6月28日(金)

号外第21号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

コイの持出しの禁止に係る水系の範囲

(水 産 課) 2

告 示

島根県告示第119号

平成31年島根県内水面漁場管理委員会指示第31-1号に基づき、コイの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

コイの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成31年島根県告示第213号）は、廃止する。

令和元年 6 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）
- 6 静間川水系河川の本流及び支流（三瓶ダムから上流を除く。）